

# 首都圏における「行きたくなる宮崎へ」PR イベント開催業務委託仕様書

## 1 業務の目的

首都圏において観光、スポーツ、食等の宮崎の魅力を大々的にPRすることで、宮崎の認知度向上を図り、首都圏の消費者に「宮崎に行ってみたい」と感じアクションに繋げてもらうことを目的とする。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月15日（金）までとする。

## 3 業務委託概要

### (1) イベント名称

提案事項とする。

### (2) イベント開催日

令和8年11月1日（日）、3日（火祝）、7日（土）、8日（日）、14日（土）、15日（日）、21日（土）～23日（月祝）のうちいずれか1日  
ただし、他に適切と考えられる日時があれば提案すること。

### (3) イベント場所

首都圏で多くの来場者が見込まれる場所を提案すること。

### (4) イベントに係る大学との連携

イベントについて、首都圏の大学に在籍する学生と連携して実施する。

なお、連携する大学の選定は県が行うこととし、詳細な内容については、受託者決定後に県、学生及び受託者で協議して決定すること。

## 4 業務委託内容

### (1) イベントの企画

① キャッチコピーを提案すること。

② イベントは、来場者が本県の魅力を体験・実感することによって、本県への理解を深め、来訪が期待できるものとし、多くの集客が見込める内容とすること。

③ 楽しみながら本県の観光や文化に触れられるようなミニゲームや制作などの体験型の企画を提案すること。なお、県の管理する以下のツールを利用することも可能。

(ツール一覧)

鵜戸神宮「運玉投げ」セット、サーフィнтаペストリー、産霊紙縴（むすびこより）セット、七福德寿板木セット、世界農業遺産・神楽VR、メタバース空間バーチャルみやざき

④ 本県のご当地グルメを楽しめるコーナーを設置すること。

⑤ インフルエンサー等の起用により、本県の観光・物産等に関する認知度向上を図ること。

## (2) イベントの運営

- ① 飲食テーブルなど、飲食や憩いが可能な空間を整備すること。
- ② 運営に必要な出展者との調整は、受託者が行うこと。
- ③ ブース、キッチンカーなどイベント設備の設営・装飾等に必要な資機材等（テント、机、イス、発電機、音響など）の手配は、受託者が行うこと。
- ④ 屋外会場で実施する場合、雨天時の実施案も提案すること。

## (3) イベントの広報宣伝

SNS やマスメディアへのパブリシティ活動による周知や、ポスター・チラシ・看板等の制作を行い、イベント集客に効果的な媒体を活用した周知・広報を行うこと。周知・広報の媒体や制作物は提案事項とする。

ただし、ポスターや動画を制作する場合は、東京都との連携により、都営地下鉄主要 10 駅へのポスター掲示（B1 サイズ 45 枚が必要）及びモニター（都営地下鉄車内モニター、新宿駅西口広場サイネージ、西新宿エリアスマートポール等）での放映が可能な場合がある。

## (4) 保健所への届出や許認可等関係機関及び団体との調整業務

## (5) 来場者の集計、満足度等の検証

イベントの来場者をカウントすること。また、SNS 投稿の調査などにより、本イベントの参加者の傾向や満足度、宮崎への誘客効果等を検証すること。

## (6) 独自提案

上記以外の独自の取組があれば、提案すること。

## 5 業務完了報告

受託者は、全ての委託業務が完了したときは、以下の成果品を提出すること。なお、以下（2）については、①～⑥の内容を盛り込むこと。

### (1) 本仕様書により作成されたデザイン等の電子データ及び装飾品

### (2) 業務完了報告書データ

- ① イベント実施スケジュール
- ② イベント実施に要した人員
- ③ イベント装飾用に作成した物品等
- ④ イベント開催日当日の会場の写真
- ⑤ イベントの来場者数（概数）
- ⑥ イベント実施効果の検証

### (3) その他、県が業務の確認に必要と認める書類

## 6 経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ア 10 万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- イ 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- ウ 団体等へ加入するための負担金
- エ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

- オ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- (2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ア 金銭出納簿等の会計関係帳簿
  - イ 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類
  - ウ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
  - エ その他、協議の上、必要と認められる書類

## 7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。なお、本仕様書に記載されている内容について、目的に照らしてより効果的となる場合は、協議の上、一部変更を行うことがある。
- (3) 受託者は、本業務で得られた情報等については、本業務の目的以外に利用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、天候等の状況により、変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応すること。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後は速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

(参考) 本県の最近のトピック

- 1 「みやざき大使」日向坂 46 による「ひなたフェス 2026」が宮崎市で開催（令和 8 年 9 月 5 日(土)、6 日(日)）
- 2 「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」が宮崎県内を中心に開催（令和 8 年：リハーサル大会、令和 9 年：本大会）
- 3 宮崎の本格焼酎は出荷量 11 年連続日本一（11 月 1 日は本格焼酎の日）
- 4 宮崎牛が全国和牛共進会で史上初の 4 大会連続の内閣総理大臣賞を受賞（11 月 29 日はいい肉の日）
- 5 「神楽」が令和 7 年度のユネスコ無形文化遺産への提案案件に決定し、2028 年のユネスコ無形文化遺産への正式登録を目指している（本県には約 200 の神楽があり、国の重要無形民俗文化財の指定を受けているものもある）。